

『2019年度版 金融業務2級 事業承継・M&A コース 試験問題集』正誤表

該当箇所	誤	正
11 ページ 1-10 相続と税金（相続税が課される財産①） 選択肢3）	保険契約者（＝保険料負担者）が夫、被保険者が妻、死亡保険金の受取人が子である生命保険契約において、夫の死亡により子が受け取る死亡保険金は、相続税の課税対象となる。	保険契約者（＝保険料負担者）が夫、被保険者が妻、死亡保険金の受取人が子である生命保険契約において、 <u>妻の死亡</u> により子が受け取る死亡保険金は、相続税の課税対象となる。
※2019年12月10日追加 142 ページ 5-5 財産の大半が自社株と事業用資産で占められているケース 《設例》	株式会社（非上場会社、以下、「F社」という）の状況は以下のとおりである。	株式会社（非上場会社、以下、「 <u>Q社</u> 」という）の状況は以下のとおりである。
※2019年12月10日追加 142 ページ 5-5 財産の大半が自社株と事業用資産で占められているケース 《問1》 選択肢4）	Dが相続時精算課税制度の適用を受けて、生前贈与を受けたQ社株式が民法上特別受益に該当する場合、F社株式の遺留分算定の基礎となる当該株式の価額は相続開始時の時価とされる。	Dが相続時精算課税制度の適用を受けて、生前贈与を受けたQ社株式が民法上特別受益に該当する場合、 <u>Q社</u> 株式の遺留分算定の基礎となる当該株式の価額は相続開始時の時価とされる。

以上